○厚生労働省令第百十六号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十三年九月二十二日　　厚生労働大臣　小宮山洋子

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令

（障害者自立支援法施行規則の一部改正）

第一条　障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の三に次の一条を加える。

（法第五条第四項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第一条の四　法第五条第四項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等（法第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。）につき、外出時において、当該障害者等に同行して行う移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助とする。

第二条の見出し中「第五条第四項」を「第五条第五項」に改め、同条中「第五条第四項」を「第五条第五項」に改め、「（法第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。）」を削る。

第二条の二（見出しを含む。）及び第二条の三（見出しを含む。）中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改める。

第二条の四（見出しを含む。）、第二条の五（見出しを含む。）及び第二条の六（見出しを含む。）中「第五条第六項」を「第五条第七項」に改める。

第三条（見出しを含む。）及び第四条（見出しを含む。）中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改める。

第五条（見出しを含む。）及び第六条（見出しを含む。）中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改める。

第六条の二（見出しを含む。）中「第五条第九項」を「第五条第十項」に改める。

第六条の三の見出し中「第五条第九項」を「第五条第十項」に改め、同条中「第五条第九項」を「第五条第十項」に改め、「重度訪問介護」の下に「、同行援護」を加える。

第六条の四（見出しを含む。）中「第五条第十項」を「第五条第十一項」に改める。

第六条の五（見出しを含む。）中「第五条第十一項」を「第五条第十二項」に改める。

第六条の六（見出しを含む。）及び第六条の七（見出しを含む。）中「第五条第十三項」を「第五条第十四項」に改める。

第六条の八（見出しを含む。）及び第六条の九（見出しを含む。）中「第五条第十四項」を「第五条第十五項」に改める。

第六条の十（見出しを含む。）中「第五条第十五項」を「第五条第十六項」に改める。

第六条の十一（見出しを含む。）中「第五条第十七項第一号」を「第五条第十八項第一号」に改める。

第六条の十二（見出しを含む。）中「第五条第十七項第二号」を「第五条第十八項第二号」に改める。

第六条の十六（見出しを含む。）中「第五条第十九項」を「第五条第二十項」に改める。

第六条の十七（見出しを含む。）中「第五条第二十一項」を「第五条第二十二項」に改める。

第十五条第一項第一号中「重度訪問介護」の下に「、同行援護」を加える。

第三十四条の二中「二十歳未満である者及び二十歳以上であって、令第十七条第一項第四号に掲げる者に該当するもの」を「次の各号に掲げる障害者の区分に応じ、当該各号に定める者」に改め、同条に次の各号を加える。

一　施設入所支援に係る支給決定を受けた障害者　二十歳未満である者及び二十歳以上であって、令第十七条第一項第四号に掲げる者に該当するもの

二　共同生活介護、共同生活援助又は令第二十一条の二に規定する厚生労働省令で定めるものに係る支給決定を受けた障害者　令第十七条第一項第四号に掲げる者に該当するもの

第三十四条の二の次に次の一条を加える。

（令第二十一条の二に規定する厚生労働省令で定めるもの）

第三十四条の二の二　令第二十一条の二に規定する厚生労働省令で定めるものは、重度障害者等包括支援とする。

第三十四の三第一項第二号中「特定入所サービス」を「特定入所等サービス」に改め、「指定障害者支援施設等」の下に「又は指定障害者福祉サービス事業者」を加え、同条第二項第三号中「第二十一条の三第一項」を「第二十一条の三第一項第一号」に改め、「書類」の下に「（施設入所支援に係る支給決定を受けた特定障害者に限る。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四　入居している共同生活住居（法第三十四条第一項に規定する共同生活住居をいう。）に係る居住に要する費用の額を証する書類（共同生活介護、共同生活援助又は令第二十一条の二に規定する厚生労働省令で定めるものに係る支給決定を受けた特定障害者に限る。）

第三十四条の七の見出し、同条第一項及び第三十四条の二十三第一項第一号中「重度訪問介護」の下に「、同行援護」を加える。

附則第一条の三の見出し中「第五条第九項」を「第五条第十項」に改める。

附則第一条の五の次に次の一条を加える。

第一条の六　平成二十三年十月一日になされた支給決定（同行援護に係るものに限る。）に係る第十五条の規定の適用については、同条第一項第一号中「十二月間」とあるのは「十八月間」とする。

（介護給付費等の請求に関する省令の一部改正）

第二条　介護給付費等の請求に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百七十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「指定障害者支援施設等」の下に「又は指定障害福祉サービス事業者」を加える。